

郡山市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱

平成16年4月1日施行

平成29年4月1日一部改正

令和元年10月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[営業課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）第11条の指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項各号のいずれかに該当する行為又は状態（以下「違反行為」という。）に至った場合の、指定工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）に対して行う処分基準について、必要な事項を定める。

(違反行為に対する処分)

第2条 指定工事事業者が違反行為を行った場合の指定の取消し、指定の効力の停止及び文書注意処分は、違反行為ごとに別表第1に定める郡山市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分基準（以下「処分基準」という。）により行うものとする。ただし、指定工事事業者に対する1回目の措置として指定の効力の停止のみの定めがある場合にあっては、当該違反行為の程度が指定工事事業者としての信用の著しく損ねた場合又は水道事業に大きな影響を与えた場合には、指定の取消しを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず違反行為が軽微なものであり、指定の効力の停止処分に満たないと判断される場合には、文書注意を行うことができる。

3 指定工事事業者が違反行為により2回目の処分を受けた後、当該指定工事事業者が再度違反行為に至った場合の処分は、原則として指定の取消しとする。

(違反行為の報告)

第3条 担当課長は、指定工事事業者の違反行為が発見されたとき、又はそれを知ったときは、速やかにその事実を営業課長へ指定給水装置工事事業者の違反行為事前報告書（第1号様式）により、報告しなければならない。

2 営業課長は、違反行為事前報告書の内容により、状況を調査確認すると共に関係人から事情聴取を行い、速やかに指定給水装置工事事業者違反行為報告書（第2号様式）により、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(聴聞の実施)

第4条 管理者は、第2条の措置を行おうとするときは、郡山市水道事業給水条例施行規程（平成10年郡山市水道局規程第3号）第24条に規定する、郡山市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）及び郡山市行政手続条例（平成8年郡山市条例第6号）に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、別に定めるところにより、当該措置に関する聴聞の手続きを行うものとする。

(処分の通知)

第5条 管理者は、委員会による審査結果を受け、処分の内容を決定したときは、当該指定工事事業者に対し、速やかに処分決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(処分の減免)

第6条 管理者は、違反行為の内容がやむを得ない事情によるもの等と認められたときは、第2条の規定に基づく措置を軽減又は免ずることができる。

(処分後の給水装置工事の施行)

第7条 管理者は、指定工事業者が指定の取消し又は指定の効力の停止処分を受けた時点において未竣工の工事がある場合には、当該指定工事業者により、その給水装置工事に限って施行させることができる。

(主任技術者に対する措置)

第8条 管理者は、違反行為が主任技術者の責務によるものであると認めたときは、処分基準により当該主任技術者に対し警告を行うものとする。

2 前項の主任技術者の行為が法第25条の5第3項の規定による厚生労働大臣の主任技術者免状の返納命令の発動に関し考慮されうるものと判断されるときは、厚生労働大臣に対しその旨の通知を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の要綱の規定は、施行日以後になされた違反行為に対する処分等の取扱いについて適用し、施行日前になされた違反行為に対する処分については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

郡山市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分基準

別表第1（第2条関係）

該 当 事 由（違反行動等）	指定工事業者に対する措置		主任技術者に 関する対応
	1 回目	2 回目	
1 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき 〔法第25条の11第1項第1号関係〕 一 事業所ごとに主任技術者を置かないとき（他の事業者の名義を使用した場合を含む。） 二 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき 三 欠格要件に該当したとき イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 法に違反して、刑の執行後又は刑を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ニ 指定の取消しから2年を経過しない者 ホ 次に掲げる者 ・ 検査前に無断通水をした者 ・ メーターを取り付けずに通水をした者 ・ 不正なメーターを利用し無断通水をした者 ・ メーターを無断で取り外した者 ・ 郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）、同施行規程（平成10年郡山市水道局規程第3号）の規定に違反した者、その他業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 法人にあって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの	取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 取消し 停止3月 停止6月又は取消し 停止6月又は取消し 停止3月以上 停止又は取消し 停止又は取消し	— — — — — — — 停止4月以上又は取消し 取消し 取消し 取消し 停止4月以上又は取消し 停止6月又は取消し	— — — — — — 警告又は通知 警告又は通知 警告又は通知 警告又は通知 警告又は通知 —
2 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき 〔法第25条の11第1項第2号関係〕 一 指定を受けた日から2週間以内に事業所ごとに、主任技術者を選任しないとき 二 選任した主任技術者が欠けたときに新たな主任技術者を2週間以内に選任しないとき 三 主任技術者の解任を2週間以内に届出しないとき	停止3月	停止4月以上又は取消し	警告又は通知
3 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき 〔法第25条の11第1項第3号関係〕 一 事務所の名称及び所在地等の変更を30日以内にしないとき 二 事業所の廃止・休止の届出を30日以内にしないとき 三 事業の再開の届出を10日以内にしないとき 四 届出された事業所がないとき	停止3月以下（虚偽の届出については取消し）	停止4月以上又は取消し	警告又は通知

7 その他施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるときは、次の各号のとおりとする。〔法第25条の11第1項第7号関係〕 一 配水施設又は給水施設を無断で操作したとき 二 その他管理者が著しく不都合と認める行為又は状態	停止 6 月 以上 又は取消し	取消し	警告又は通知
8 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき（虚偽の申請により指定を受けたとき） 〔法第25条の11第1項第8号関係〕	取消し		警告又は通知

備考

- この表において「取消し」及び「停止」とは、それぞれ第2条第1項に規定する指定工事業者に対する指定の取消し及び指定の効力の停止をいい、「警告」とは、同項に規定する主任技術者に対する警告をいい、「通知」とは、同項の規定による厚生労働大臣に対する通知をいう。
- 停止の期間は、認定の日から起算するものとし、上限を6月とし、及び特別の理由がない限り整数月とするものとする。
- 違反行為等の事実を知った日前3年間に受けた指定の取消し又はこの要綱による措置については、当該違反行為等に対する措置の適用に関し、前歴として取り扱う。

第 1 号様式（第 3 条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為事前報告書

年 月 日

営業課長

担 当 課 長

下記のとおり、郡山市指定給水装置工事事業者の違反行為が確認されましたので報告をいたします。

1 違反行為の発見日	年 月 日		
2 指定給水装置工事事業者		指定番号	
3 所 在 地	(電話番号)		
4 代 表 者 名			
5 主任技術者名		免状番号	
6 違 反 場 所			
7 違反行為の内容等			
8 担当者職氏名			

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

指定給水装置工事事業者違反行為報告書

郡山市上下水道事業管理者

営業課長

このことについて、郡山市指定給水装置工事事業者の指定を受けている事業者について違反行為が認められましたので下記により報告いたします。

記

1 該 当 事 業 者	(1) 氏名又は名称		(2) 代表者氏名	
	(3) 指定番号	第 号	(4) 指定年月日	年 月 日
	(5) 現在地 〒 - TEL - -			
	(6) 給水装置工事 の年間申請件数	年度件数（内訳）		
		年度件数（内訳）		
	(7) 処分等経歴 ・ 有 年度 （処分内容） ・ 無			
(8) 指定を受けているほかの市町村				
2 関 係 工 事 事 業 者	(1) 氏名		(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 免状交付番号	第 号	(4) 交付年月日	年 月 日
	(5) 本籍			
	(6) 住所 〒 - TEL - -			
	(7) 選任年月日	年 月 日		
	(8) その他			
3 該 当 給 水 装 置	(1) 施主			
	(2) 構造・材質基準適合確認の有無 有 ・ 無			
	(3) 現在の給水の状況			
	(4) その他			

4	違反行為の概要	
5 違反行為の該当条項	1 違反条項名	
	(該当する理由)	
	2 違反条項名	
	(該当する理由)	
	3 違反条項名	
	(該当する理由)	
6	水道施設への機能障害の有無等	有 ・ 無
7	所 見	

郡山市達 第 号
年 月 日

処分決定通知書

（指定給水装置工事事業者名）

郡山市上下水道事業管理者



貴社の施行した給水装置工事に係る違反行為について、水道法第25条の11第1項及び郡山市水道事業給水条例第11条第3項により、次のとおり処分を決定したので通知します。

1 処分の理由

違反行為の内容等

（根拠法令又は条例）

（違反行為の種類又は形態）

2 違反行為に対する処分

◇ 指定の取消し

◇ 指定の効力の停止

ただし、停止期間は 年 月 日から 年 月 日まで

◇ 文書注意

3 処分年月日 年 月 日